

実施要領（説明書）

業務名	「令和6年度 衛星データの活用可能性実証事業」
履行期間	契約締結日から令和7年(2025年)2月28日(金)
契約上限額	12,000千円（消費税及び地方消費税額を含む）
公示日	令和6年5月17日（金）
・参加資格確認申請書提出期限 ・誓約書提出期限	令和6年5月27日（月）17時必着
仕様書等に対する質問書提出期限	令和6年5月28日（火）正午必着
・参加資格確認通知 ・質問回答	令和6年5月31日（金）予定
提案書提出期限	令和6年6月7日（金）17時必着
プレゼンテーション（審査会）	令和6年6月11日（火）
最優秀提案者の決定	令和6年6月12日（水）予定

1 参加要件

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要する。

なお、参加要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

<単独事業者の場合>

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- （2）会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- （3）公募開始の日の6か月前から契約の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- （4）佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。

- (5) 県内に事業所等が所在する者にあつては、県税の滞納がないこと。
- (6) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (7) 本業務と同種又は類似の業務の実績を有すること。

<複数事業者による共同事業体の場合>

- (1) 全ての構成員が上記<単独事業者の場合>の(1)から(7)までの条件を満たすこと。
- (2) 全ての構成員は、ほかの共同事業体の構成員ではないこと。また、単独で提案を行っていないこと。

2 募集方法

県ホームページによる案内

3 参加資格確認申請書について

- (1) 参加希望者は、公示で定める参加要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。
 - ア 参加資格確認申請書（様式第1号）
 - イ 誓約書（様式第2号）
 - ウ 会社概要（パンフレットで可）
 - エ 実績書（様式第5号）
- (2) 申請書等の提出は、電子メール、持参又は郵送による。
 - ・ 郵送の場合は簡易書留等、送達の記録が残る方法に限る。
 - ・ 電子メールの場合は、送信後、着信確認の電話をすること。
- (3) 提出部数 各1部

- (4) 提出先は「13 問い合わせ」と同じ
- (5) 参加資格についての質問は「13 問い合わせ」先にて随時応じる。

4 仕様書等に対する質問について

- (1) 仕様書等に対する質問がある場合は、質問書（様式第3号）に記入の上、電子メールにより提出すること。
 - ・送信後、着信確認の電話をすること。

5 提案書及び添付書類について

(1) 提出書類

- ア 表紙（様式第4号）
- イ 提案書（任意様式）
- ウ 実施スケジュール案（任意様式）
- エ 業務体制表（任意様式）
- オ 見積書（A4、任意様式）

見積書は、合計金額（消費税及び地方消費税の額を含む）のほか、提案内容に示された業務に係る経費の積算内訳についても記載すること。

- (2) 提出は持参又は郵送による。（電子データは電子メールにて提出）
 - ・郵送の場合は簡易書留等、送達の記録が残る方法に限る。
- (3) 提出部数 各5部（書面）及び電子データで各1部
- (4) 提出後の提案書及び添付資料の変更、差し替え等は認めない。
- (5) 提出された提案書及び添付資料は返却しない。
- (6) 提出先は「13 問い合わせ」先とする。
- (7) 提案書及び添付資料の記載事項は、原則として全て履行しなければならない。

6 プレゼンテーション（審査会）の期日及び場所

(1) 審査会期日

令和6年6月11日（火）

※ 個別の時間については、審査会参加者に別途通知します。

※ 持ち時間は各40分（説明20分、質疑20分の予定）

(2) 審査会場所

審査会参加者に別途通知します。

7 評価に関する事項

- (1) 評価基準は別紙のとおりとする。

- (2) 提案書の内容に未記入箇所がある場合、添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合は、該当する評価項目は0点とする。
- (3) 評価基準には、提案内容の水準を確保するため、最低基準点を定める。

8 結果の通知について

令和6年6月12日（水）までに全ての審査会参加者に対し通知する。

9 契約書について

- (1) 最優秀提案者は、委託内容、経費等について再度県と調整を行い、協議が調った場合は、委託契約を締結する。
- (2) 契約書は2通作成し、各自その1通を保有するものとする。

10 留意点

- (1) 本プロポーザルの参加に要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）に基づき、適切に管理するものとする。
- (3) 本プロポーザルの質問は、「13 問い合わせ」先で受け付ける。質問応答の内容は必要に応じて参加者全員に周知する。

11 契約事項

- (1) 佐賀県財務規則（平成4年3月31日佐賀県規則第35号）に基づき執行する。
- (2) 契約保証金 「12 その他」に定めるとおり

12 その他

(1) 契約保証金

- ア 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。
- イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第115条第3項第4号の規定に基づき、担保を供することができる。
- ウ 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。
 - (ア) 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合
 - (イ) 国、地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期間が到来した契約を適

正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(ウ) 随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがない場合

(2) 失格要件

次のいずれかに該当する場合の提案は無効とする。

ア 参加する資格のない者が行った場合

イ 本プロポーザル手続について不正行為を行なった場合

ウ 見積書の金額、氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した場合

エ 1人で2以上の提案をした場合

オ 代理人でその資格のない場合

カ 提案書の重要事項が適切に記述されていない場合

キ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められる場合

ク 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した場合

(3) プロポーザル契約手続の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、本プロポーザル手続を中止する。

この場合の損害は参加者の負担とする。

ア 参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、本手続を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、本手続を行なうことができないとき。

(4) 最優秀提案者の決定方法

ア 提出された企画提案書等に基づく審査を行い、評価点の最も高い者を最優秀提案者とする。なお、最優秀提案者となるべき評価点の最も高い者が2人以上あるときは、審査会で協議の上、最優秀提案者を決定する。

イ 参加者が1者のみであった場合にも、審査会において審査を行い、本業務として実施するにふさわしい企画内容か否かを評価する。

(5) 参加者に求められる義務

参加者は、契約期間内において提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しない。

13 問い合わせ

担当課

佐賀県政策部さが政策推進チーム 太田

住 所 〒840-8570 佐賀県佐賀市城内1-1-59
電 話 0952-25-7360
電子メールアドレス oota-satoshic@pref.saga.lg.jp